

環 保 第 1572 号
平成 24 年 7 月 20 日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府知事 松井 一郎

東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市・枚方市）に係る
環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見（申述）

平成 24 年 2 月 20 日付けで提出のあった標記準備書について、大阪府環境影響評価
条例施行規則第 90 条において準用する大阪府環境影響評価条例第 22 条第 1 項の規定
により、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり申し述べます。

大気質・騒音・振動

- (1) 工事関連車両の走行に当たっては、一部の工事区間では区間内に幹線道路がないため、生活道路及び供用時期が未定である幹線道路を分散して使用することを想定しているが、幹線道路が整備された際には可能な限り使用することや、幹線道路が整備されるまでは隣接する工事区間内を通行することにより、当該区間内の幹線道路を可能な限り使用することで、生活道路の使用を最小限に抑えること。

併せて、工事工程を適切に管理すること等により工事関連車両台数の削減を図るとともに運行管理に万全を期し、工事関連車両の走行に係る環境影響を最小限に抑えること。

騒音・振動

- (1) 事業計画地に近接する中高層住居では、鉄軌道騒音の影響が大きく増加することが見込まれる。また、高架化により音が直接伝搬することとなる住居等においては、現状よりも鉄軌道騒音の影響の増加が懸念される。
そのため、これらの地点についても事後調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ防音壁の嵩上げ等、追加の環境保全措置を講じること。
- (2) 鉄軌道振動について、予測に用いた類似箇所での調査地点と予測地点で、振動の伝搬経路である地盤性状の類似性が不明であるなど、予測結果に不確実な要素があることから、供用後の事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて路盤強化などの対策を講じること。
- (3) 対象事業実施区域沿線ではほぼ全線にわたり住居が密集していることや、工事期間が10年間と長期間に渡ることから、建設機械の稼働による騒音・振動の事後調査を定期的に行い、影響を把握すること。また、それらの結果を踏まえ、必要に応じて工事工程の調整を行うなど、建設機械の稼働による騒音・振動の影響を低減すること。
- (4) 仮線の走行による振動については、軌道が近づくことで、現況よりも振動の影響が増加する地点があることから、該当する箇所においてはバラストマットを敷設するなど、仮線の走行による鉄軌道振動の一層の低減を図ること。
- (5) 府道八尾枚方線の改築により新たに道路が敷設される地域があることや、現況で騒音が環境基準を超過している地点があることから、道路交通による騒音・振動の影響を低減するため、低騒音型舗装の採用など、実行可能な範囲で適切な対策を講じること。

低周波音

- (1) 予測結果が現地調査結果を上回っている場合があることや、予測・評価結果に不確実な要素があることから、高架橋、橋梁の詳細な設計に際しては、その時点での最新の知見に基づいた検討を行い、低周波音の影響の一層の低減に努めること。

景観

- (1) 枚方宿地区は大阪府景観計画の重点地区として指定されており、周辺の歴史的な街並みの雰囲気を残すための様々な取組が行われている。そのため、枚方宿周辺の高架構造物等の詳細な設計に際しては、周辺の景観に与える影響をフォトモンタージュ法などの視覚的な方法で把握した上で、周辺の歴史的な街並みと調和したデザインとするよう配慮すること。
- (2) 駅舎の設計に際しては、駅舎周辺の整備を行う寝屋川市及び枚方市とも連携して、画一的なものではなく、長く住民に親しまれ、地域の街並みに調和し、駅周辺が地域の玄関口としてふさわしいものになるよう配慮すること。